

市有財産公売要領

(H23年度 潮見5丁目外 抽選公売)

1. 公売財産の表示

区画番号1

土地・網走市潮見5丁目123番32 宅地 300.02㎡

区画番号2

土地・網走市字潮見266番15 宅地 298.95㎡

2. 抽選申込

(1) 申込資格

地方自治法施行令第167条の4の各規定に該当する人及び市町村に対し公租公課を滞納している人を除きます。

(2) 申込条件

ア. 申込者以外の方への所有権移転登記は行いませんので、ご夫婦などで共有登記を予定されている方は、予め連名でお申込み下さい。

イ. 申込みは、一人又は1世帯1区画のみとする。

(3) 申込方法

市指定の用紙により参加申込み（公売地買受申込書の提出）を市役所財政課管財係に提出して下さい。

(4) 申込書の受付期間

平成23年6月1日（水）から6月10日（金）まで

（但し、土日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

3. 抽選の方法及び決定日

(1) 抽選を希望される方は、平成23年6月14日（火）午前9時15分までに会場へお集まり下さい。なお、午前9時30分以降は抽選会場への入場をお断りいたします。抽選となった場合で、抽選参加者が代理人のときは、別紙「委任状」をご持参下さい。また、受任者は、複数の申込者の代理人となることはできません。

(2) 1区画に申込者が1名しかいないとき
抽選当日、その申込者に売却を決定します。

(3) 1区画に申込者が2名以上いたとき
次のとおり抽選を行い、売却者を決定します。

ア. 抽選日時 平成23年6月14日（火） 午前9時30分

イ. 抽選会場 市役所本庁舎3階 小会議室

4. 契約の締結

(1) 契約締結期間

土地の売買契約は、6月30日（木）までに行っていただきます。抽選が当たっても、この期間内に契約を締結しなければ、それは無効となります。

(2) 土地代金の支払方法

売買代金は、原則として契約締結時に一括して納付していただきます。

なお、平成23年10月31日までの分割納入も認めますが、この場合でも、契約時に土地代金の30%以上を納付していただき、残金については年2.625%の延納利息を付して納めていただきます。

また、代金をそれぞれ定められた期日までに支払われなかった場合には、その期日の翌日から支払った日までの遅延利息として、土地代金と延納利息の合算額に更に年2.625%の割合で計算した金額を加算して納めていただきます。

5. 抽選公売の条件

(1) 用途指定

網走市都市計画区域内の指定用途によります。

区画番号1 第1種低層住居専用 建ぺい率 40/100
容積率 60/100

区画番号2 第1種住居 建ぺい率 60/100
容積率 200/100

(2) 違反措置

売買契約事項に違反した場合は、契約を解除して市がその土地を買い戻します。

(3) 違約金

上記により売買契約を解除した場合には、売買代金の10%に相当する額を違約金として市に納めていただきます。

(4) 所有権移転

- ・代金完納と同時に現状で移転します。
(分納払いの場合も土地の管理は取得者がすることになります)
- ・えんせき設置又は既存のえんせき切り下げ位置を変更する場合は、市の土木管理課と協議を要します。

(5) 所有権移転登記

所有権移転登記は、代金完納後に市が行います。この時に要する登録免許税は買受者の負担となります。

6. その他 参加申込期間中は、随時机上説明を致します。

問合せ先	網走市役所 財政課 管財係 (電話 44-6111、内線 242・369)
------	--